

用語の解説

従事している施設及び業務の種別

「主たる施設・業務の種別」

複数の施設に従事している場合の主たる施設・業務の種別と、1施設のみに従事している場合の施設・業務の種別である。

「従たる施設・業務の種別」

複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設・業務の種別である。

病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

医育機関

学校教育法に基づく大学等において、医学又は歯学の教育を行う機関をいう。

診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

従業地

各届出票の業務の種別中、「その他の業務の従事者」・「無職の者」（薬剤師は「無職の者」のみ）は住所地により計上している。

休業の取得

令和6年12月31日現在において産前・産後休業、育児休業、介護休業を取得中の者である。

診療科名（薬剤師を除く。）

医療法において広告が認められている診療科名である。

「主たる診療科」

複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科である。

「診療科（複数回答）」

2つ以上の診療科に従事している場合、各々の科に重複計上している。

「全科」

診療科を限定することなく総合的に診療を行う場合の診療科である。

「その他」

届出票の診療科以外に従事している場合、例えば健康管理等を行っている場合「その他」として計上している。

麻酔科標榜医

厚生労働大臣が個別に許可している麻酔科の標榜に関する資格である。

社会医学系専門医

一般社団法人社会医学系専門医協会が認定する資格である。

医師少数区域経験認定医師

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行ったとして厚生労働大臣が認定した医師である。

その他注意すべき事項

沖縄が集計の対象になったのは、昭和47年以降であり、また、外国人医師・歯科医師・薬剤師が集計の対象になったのは、昭和46年以降である。

平均年齢

平成14年から平均年齢算出に月数を含めた方法を用いた。